

保育士として就職するための準備資金を貸付します！

令和5年度 保育士就職準備金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図り、もっては福祉の増進に資することを目的に実施するものです。

2. 貸付対象者（次のすべてを満たす方）

- ①福井県内に住民登録をしている者
- ②保育士登録後3か月以上経過した者または、保育士登録が行われてからの期間が3か月未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から3か月以上経過した者
- ③以下に掲げる施設または事業を離職後3か月以上経過した、または当該施設または事業に勤務経験のない者
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ④県内の保育所等（別表参照）に新たに勤務する者（保育士として週20時間以上の勤務であること）

3. 貸付額と利子

（1）貸付額は、40万円以内です。なお、貸付の対象は次のとおりです。

- ・保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・保育所等で使用する被服費
- ・保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

ただし、就職日前後3か月以内の支出に限ります。

（2）貸付回数は1人につき1回限りです。

（3）利子は無利子です。ただし、「8. 返還」の事由に該当し、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

4. 貸付の人数（令和5年度分）

10人程度（先着順）

5. 申請の手続き方法

（１）就職準備金の貸付を希望する方は、就職後3か月以内に下記①～⑦の書類を「9. 申請先・問い合わせ先」にご持参ください。

- ①保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）
- ②保育士就職準備金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ③保育所等で勤務した経験がある場合は、直近の保育所等で勤務したことを証明する書類（様式第3号）（様式第3号の内容を証明できる書類があれば、その書類の写しでも可）
- ④新たに保育所等に就職したこと（すること）を証明する書類（様式第4号）（様式第4号の内容を証明できる書類があれば、その書類の写しでも可）
- ⑤世帯全員の記載がある住民票（マイナンバーの記載のないもの）
- ⑥保育士証の写し
- ⑦就職準備金の使途が確認できる書類（見積書、領収書）

（２）申請には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者です。

6. 貸付の決定および貸付金の交付

申請書類を審査し、申請書を受領後約14日以内に、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書（借受人および連帯保証人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出していただきます。

貸付金の交付は、県社協が借受人から振込口座申請書を受領後、約1か月以内に指定口座に振り込みます。

7. 返還の免除

県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき貸付金の返還が免除されます。

なお、災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由により当該業務に従事できなかった期間は、免除対象となる従事期間には含めません。

8. 返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由がある場合を除く。）には、貸付金の返還となります。返還期間は1年以内です。

- ① 貸付を辞退するなど就職準備金の貸付が打切られたとき
- ② 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき
- ③ 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により児童の保護等の業務に従事できなくなったとき

9. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次のとおりです。

また、申請様式は本会ホームページからダウンロードができます。

【住所】〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課「保育士就職準備金貸付」担当 【TEL】0776-24-4987（直通） / 0776-24-2339（代表） 【FAX】0776-24-0041 【ホームページ】 https://www.f-shakyo.or.jp

別表

ア	・児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
イ	・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	・児童福祉法第6条の3第13号に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	・児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
ケ	・子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業